

議第 1 1 号

高島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 6 日

高島市長 福 井 正 明

高島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

高島市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年高島市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「育児休業法第 6 条第 1 項の規定」を「地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 6 条の 6 第 7 項または育児休業法第 6 条第 1 項の規定」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(イ) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

(ロ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ハ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が 1 歳に達する日（以下この号および同条において「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更

新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号および第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条および次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合または当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が高島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年高島市条例第32号）第14条の規定による特別休暇（6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合または女子職員が出産した場合におけるものに限る。ただし、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）以外の非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた当該特別休暇に相当する休暇とする。）の承認を受けたことにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育

児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))
の翌日 (当該子の1歳到達後の期間においてこの号に掲げる場合に該当
してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている
非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に
特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日ま
たは当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休
業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当する
とき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常
勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日
後である場合にあっては、当該末日とされた日) において育児休業を
している場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日 (当
該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の
1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) において
地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的
な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に
該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月か
ら2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か
月到達日の翌日 (当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規
定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をし
ている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、または当該任期の満了
後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日
または当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休
業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとす
る。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日におい
て育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1
歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継
続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合
に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当することまたは第2条の4の規

定に該当すること。

- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第9条第1号を次のように改める。

- (1) 地方公務員法第26条の6第7項または育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第11条中「（平成17年高島市条例第32号）」を削る。

第19条中「育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする」を「次に掲げる職員とする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第20条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間30分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が前項の特別休暇または育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇または当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。